

平成十六年三月

児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	議定書の内容	二
1	児童の売買、児童買春及び児童ポルノの禁止	二
2	定義	二
3	犯罪化	三
4	裁判権	三
5	犯罪人引渡し	三
6	犯罪の捜査等についての締約国間の相互援助	四
7	押収及び没収	四
8	刑事司法手続における被害児童に対する保護措置	四
9	犯罪の防止措置及び被害児童に対する援助	四
10	国際協力	四
11	実施に関する報告	五
12	署名、批准及び加入	五
13	効力発生	五

三	議定書の実施のための国内措置	五
(参 考)	六

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 世界中で多数の児童が性産業に従事させられ、児童の売買、児童買春及び児童ポルノによる被害を受けているが、経済社会のグローバル化により児童の商業的性的搾取が国際的に行われるようになり、児童が受ける被害が一層深刻となつてきているところ、このような事態を改善し、児童の権利を更に促進し及び保護するために、国際社会が協力して取り組む必要性が高まつた。

(2) このような状況の下、平成六年（千九百九十四年）に国際連合経済社会理事会の下に開催された第五十回人権委員会において、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する問題の根絶のために必要となる措置を内容とする児童の権利に関する条約の選択議定書の草案の検討を行うことを目的とした作業部会の設置を決定する決議が採択された。

(3) 前記の決議を受けて、平成六年（千九百九十四年）に第一回作業部会がジュネーブにおいて開催された。その後、作業部会はほぼ年一回開催され、議定書の案文が検討された。この結果、この議定書の案文は、平成十二年（二十年）の第六回作業部会において採択され、同年五月二十五日に第五十四回国際連合総会において採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、性的搾取等から児童を保護するため、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに係る一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪人引渡し、国際協力等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、児童の権利の促進及び保護を図ることについての我が国の積極的な姿勢を国際社会に示すとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により、我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 児童の売買に関して性的搾取、営利目的の臓器引渡し又は強制労働の目的のための児童の提供等、児童買春のための児童の提供等並びに児童ポルノの製造、提供等及びそのための保有について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすること。また、これらの行為の未遂及びこれらの行為を共謀し又はこれらの行為に加担する行為についても、自国の国内法の規定に従つて、同様にその重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすること。これらの行為が自国の領域内では

自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合及びこれらの行為の容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において、自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとること。

- (2) (1)の犯罪を引渡犯罪とすること。(1)の犯罪に関して引渡しの請求が行われた場合において、自国の国民であることを理由として引渡しを行わないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとること。
- (3) 被害児童に対し、議定書に定める保護のための適当な措置をとること。
- (4) この議定書に定める犯罪を防止するための諸措置をとるとともに、国際協力を強化すること。
- (5) この議定書の実施のためにとつた措置につき、児童の権利に関する委員会に定期的に報告を提出すること。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、従来から、児童の商業的性的搾取を根絶するために積極的に取り組んできた。特に、我が国は、平成十三年（二十一年）十二月に、国際連合児童基金、国際NGO等と「第二回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を開催し、児童の商業的性的搾取の問題に対する国際社会の関心を高めることに貢献した。この議定書は、世界中で多数の児童が児童の売買、児童買春及び児童ポルノにより被害を受けている状況を改善し、このような事態に対処するために国際的な協力を促進することに資するものとして重要な意義を有しており、我が国がこの議定書を早期に締結し、児童の権利の促進及び保護を図るために引き続き主導的な役割を果たすことが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文及び本文十七箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の売買、児童買春及び児童ポルノの禁止（第一条）

締約国は、この議定書に従って児童の売買、児童買春及び児童ポルノを禁止する。

2 定義（第二条）

- (1) 「児童の売買」とは、報酬その他の対償のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる

る行為又はこのような引渡しについてのあらゆる取引をいう。

- (2) 「児童買春」とは、報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用することをいう。
- (3) 「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあからさまな性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいう。

3 犯罪化（第三条）

- (1) 各締約国は、次の行為が自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。
 - (イ) 児童の売買に関し、児童を性的搾取、営利目的の臓器の引渡し又は強制労働の目的のため提供し、移送し又は収受すること（手段のいかんを問わない。）。
 - (ロ) 児童買春のため、児童を提供し、取得し、あつせんし及び供給すること。
 - (ハ) 児童ポルノを製造し、配布し、頒布し、輸入し、輸出し、提供し若しくは販売し又はこれらの行為の目的で保有すること。
- (2) 締約国の国内法の規定に従って、(1)の行為の未遂及びこれらの行為を共謀し又はこれらの行為に加担する行為についても、自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に受けることを確保する。
- (3) 各締約国は、自国の国内法の規定に従って、適当な場合には、(1)の犯罪についての法人の責任を確立するための措置をとる。

4 裁判権（第四条）

- (1) 各締約国は、第三条１に定める犯罪が自国の領域内では自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合において当該犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。各締約国は、容疑者が自国の国民である場合等においても自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとることができる。

- (2) 各締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、犯罪が自国の国民によって行われたことを理由として他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において第三条１に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

5 犯罪人引渡し（第五条）

- (1) 第三条１に定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

- (2) 条約の存在を犯罪人引渡しとの条件としない締約国は、犯罪人引渡しとの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第三条１に定める犯罪を引渡犯罪と認める。
 - (3) 第三条１に定める犯罪に関して引渡しとの請求を受けた締約国は、犯人の国籍を理由として引渡しを行わないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するための適当な措置をとる。
- 6 犯罪の捜査等についての締約国間の相互援助（第六条）

締約国は、第三条１に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助を与える。
 - 7 押収及び没収（第七条）

締約国は、自国の国内法の規定に従って、この議定書に定める犯罪を行い又は助長するために使用された物及びこの犯罪から生じた収益を押収し又は没収することを定めるための措置をとる。また、自国の国内法に従って、物又は収益の押収又は没収についての他の締約国からの要請を実施する。
 - 8 刑事司法手続における被害児童に対する保護措置（第八条）

締約国は、刑事司法手続において、この議定書によって禁止されている行為の被害者である児童の権利及び利益を保護するための適当な措置をとる。
 - 9 犯罪の防止措置及び被害児童に対する援助（第九条）
 - (1) 締約国は、この議定書に定める犯罪を防止するため、法律、行政措置等を採用し又は強化し、実施し及び周知させる。また、締約国は、この議定書に定める犯罪の防止措置等に関し、すべての適当な手段による広報等を通じ、公衆一般の意識を向上させる。
 - (2) 締約国は、この議定書に定める犯罪の被害者に対し、すべての適当な援助を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
 - 10 国際協力（第十条）
 - (1) 締約国は、児童の売買、児童買春、児童ポルノ等の行為の防止、発見、捜査等のための国際協力を強化するためのすべての必要な措置をとる。

(2) 締約国は、被害者である児童の社会復帰等を援助するための国際協力を促進する。

(3) 締約国は、貧困、不十分な開発等に対処するための国際協力の強化を促進する。締約国は、可能な場合には、既存の多数国間等の計画を通じて財政的、技術的その他の援助を提供する。

11 実施に関する報告（第十二条）

各締約国は、この議定書が自国について効力を生じた後二年以内に、この議定書の規定の実施のためにとつた措置に関する包括的な情報を提供する報告を児童の権利に関する委員会に提出する。各締約国は、その後は、児童の権利に関する条約第四十四条の規定に従つて同委員会に提出する報告に、この議定書の実施に関する追加の情報を含める。

12 署名、批准及び加入（第十三条）

この議定書は、児童の権利に関する条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。この議定書は、批准されなければならないが、また、同条約の締約国であるか又は同条約に署名したすべての国による加入のために開放しておく。批准書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

13 効力発生（第十四条）

この議定書は、十番目の批准書又は加入書が寄託された後三箇月で効力を生ずる。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、児童福祉法の一部を改正する法律案及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出される。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成十二年五月二十五日 ニューヨークにおいて採択
- 2 効力発生 平成十四年一月十八日
- 3 署名国 平成十六年二月二十三日現在 百八箇国
アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニアビサウ、ハイチ、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マルタ、モリリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム
- 4 締約国 平成十六年二月二十三日現在 七十一箇国
アフガニスタン、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、カンボジア、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、デンマーク、ドミニカ、東ティモール、エクアドル、エジプト、赤道ギニア、フランス、グアテマラ、ホンジュラス、アイスランド、イタリア、カザフスタン、キルギス、レソト、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルディブ、マリ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、

パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、セルビア・モンテネグロ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スペイン、シリア、タジキスタン、タンザニア、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム